

大阪年金者組合

人間の尊厳守れ! 年金引き下げは憲法違反!

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第29号

2019. 10. 14

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

10月8日・第17回年金裁判 証拠調べ・証人尋問終わる

宣伝・署名、
学習、支援する会
の活動強化を

12月6日結審、来年3月判決に向けて 最後の力を結集しよう!



2015年8月7日の提訴から4年が経過した「年金引き下げ違憲訴訟」は、10月8日の第17回裁判で証拠調べ・証人尋問が終わり、いよいよ大詰めを迎えます。

12月6日結審、来年3月迄に判決が出される見通しの中で、年金問題を国民的課題にするため、一層宣伝・署名、学習、支援する会の活動を強めましょう。

10月8日（火）午前9時から裁判所前の公園で意思統一集会。加納委員長は年金引き下げ、マクロ経済スライドの問題点など裁判官の心に届く証言をしたいと決意を表明。原告団と支援者は大きな拍手で激励しました。

10時開廷の裁判は、まず宣誓を読み上げたのち順次証人尋問へ。原告らの主張は法廷内に大きな感動を与えました（2面参照）。

会場をグリーン会館に移した報告集会には原告・支援者170人が詰めかけ熱気あふれるものになりました。

証人5人がそれぞれ感想を述べたあと、尋問を担当した弁護士も発言。

つづいて、全大阪生活と健康を守る会会長の大口耕吉郎さんが「安倍暴走政治をストップさせ裁判を勝利させよう」の演題で講演しました。



第一生命のアンケートを引用、「公的年金だけで生活できるか」の問いには「できない」「ギリギリ」と答えた人が95%。「70歳以上で働いている理由」は「収入が欲しいから」が46.7%。「自力で生活できない人を政府が助ける必要がない」は、ヨーロッパが10%以下に対し、日本は38%と自助努力の割合が多い。「貧困になったら社会から孤立し、人間性が失われていく。労働運動と社会保障を一体とした運動を」と強調しました。

「公正裁判を要求する署名」2,597筆を提出

10月8日、永井原告団団長と中矢副団長が「公正裁判を要求する署名」2,597筆を裁判所に提出。累積で12,819筆になりました。12月6日の結審に向けて、各支部ではもう一回り大きな取り組みを行ってください。



第18回年金裁判（結審）

12月6日（金）午後3時
大阪地裁201号法廷

「若者も高齢者も安心して暮らせる年金制度に」

貧困の連鎖断ち切り 希望ある未来を！



裁判後の報告集会では、喜田弁護士が証人尋問の様子と今後の進行について報告しました。

裁判官の
心に届け

証人尋問5人が訴え



松尾喜生さん



鴻上圭太さん



北出 茂さん



山口佐和子さん



加納 忠さん

10月8日（火）の第17回裁判では5人の証人尋問が行われ、傍聴者に大きな感動を与えました。

鴻上圭太さん（大学教授）

大阪社会保障推進協議会が2018年に実施した「大阪府民生活実態調査」2,493人からの回答をもとに分析した65歳以上の生活実態・意識や、50代以下の将来不安などを具体的に証言。「65歳以前の雇用、所得状況によっては貧困状態を引きずったまま高齢期に突入り、貧困が再生産されている。本来、公的年金は他の収入の補完的性格ではなく、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利」および「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される給付水準のある公的年金の形が求められる」と陳述しました。

北出 茂さん（現役労働者）

無年金者の母と二人暮らしの北出さん(45)。手取り21万円で貯金なし。「将来、年金のほかに老後2,000万円の資金が必要だ」という話に衝撃を受け、「非正規や低所得者は死ぬ」と言っているのかと憤る。マクロ経済スライドの導入による年金削減は、先に行けば行くほど年金の支給額が減らされ、まじめに働いてきた人を野垂れ死にさせてしまいかねない政策。「現役世代」として将来に見通しがたたず、まさに「お先真っ暗」。憲法25条で保障されている生存権にかかわる問題であり、「生きさせると言いたい」と強く訴えました。

松尾 喜生さん（東淀川支部）

足に障害があり、車いす生活をしている松尾さん。障がい者か健常者かを問わず、生活が保障される年金が支払われる必要があり、マクロ経済スライドで年金を減額するのは間違っている。本当に生活できる最低保障の年金制度をと強く訴えました。

山口 佐和子さん（高槻支部）

年金は月額11万円。結婚当時、結婚・妊娠・出産による退職制度は大手をふるって、女性は正社員で働いていても男性の賃金の約6割程度。「男女の賃金差別は歴然としていた。賃金が低いことは高齢者になって年金が低いことにつながり、低年金の女性からも一律減額することは許されない」と主張しました。

加納 忠さん（大阪年金者組合府本部委員長）

1986年4月、「基礎年金制度」が導入され、国民年金25年納付で月5万円が40年で5万円と38%も減額。厚生年金も25%削減。支給開始年齢は60歳から65歳に。1986年以後、後退ばかりで、国連の社会権規約の「後退禁止原則」にも違反している。マクロ経済スライドは財源を固定し、その範囲内に給付を押さえる仕組み。さらに、最低保障年金制度もない中で、最低生活費に対する配慮を一切せず、一律に削減していくことなどが問題。最低保障年金制度は国の多くで採用されており、日本のマクロ経済スライドのような一律削減はされていない。スウェーデンでは、無年金者や年金で生活できない低額年金者は存在しない。ポルトガルでは最高裁判所が、「政府の年金減額を違憲」と判決。年金生活者には新たな仕事や収入を増やしていく力が期待できないという現実があるから、年金削減にも配慮すべきという理念が貫かれていて、そう言い切った見識が素晴らしい。国が「年金で生活できなければ生活保護を受ければよい」と主張している点についても、生活保護は「自立助長」を目的とするもので、臨時的・一時的な支援。一方、高齢者や障がい者は、将来経済的自立が見込めない。終身、金銭給付をするのが年金制度であり、国の考えは日本国憲法の社会保障理念を無視するものであると明快に主張。